

[事案 20-55] 配当金請求

- ・平成 21 年 1 月 16 日 裁定申立受理
- ・平成 21 年 8 月 27 日 裁定終了

< 事案の概要 >

営業担当者の作成した文書を信じて契約したものであり、同文書に記載された配当金による買増生存保険金を支払って欲しいとして申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

昭和 59 年に営業担当者の勧めにより定期付終身保険に契約転換したが、契約時の説明に際して何の説明書類も提示されず口頭による説明のみであった。そこで、説明内容を文書化したものを求めたところ、営業担当者の手書きによる説明書のみが郵送されてきたが、その内容は「保険料払込みが終わった時点(55 歳)において一時金として約 686 万円、その後 5 年ごとに 126 万円(60 歳)、137 万円(65 歳)、167 万円(70 歳)……と受け取れます」との記載があった。その内容は口頭で説明された内容と同じであったことから、契約申込みをした。

ところが、最近になり保険料払込満了時の案内が保険会社から届いたが、払込満了時点(平成 20 年 12 月)での受取金額が 100 万円にも満たない金額で、加入時に営業担当者が書面で提示していた金額(約 686 万円)に比べ、余りにも少なすぎる。保険会社は、営業担当者が契約時に、同金額は配当金によるもので変動する旨記載した保険設計書にもとづいて説明していたはずだと言うが、そのようなものは受け取っておらず、交付されたのは郵送されてきた営業担当者作成の文書のみであった。営業職員から郵送された書面を信じ契約を締結したのだから、営業担当者提示の文書に記載された金額を支払って欲しい。

< 保険会社の主張 >

下記理由により、営業職員が作成した文書に記載された金額の支払いを求める申立人の請求に応ずることは出来ない。

- (1) 当社では、顧客に保険商品を説明する際には、営業案内、保険設計書を提示し保険商品の内容を十分理解いただいたうえで加入いただいている。取扱い営業担当者を確認したところ、本件契約転換に際しても、「申立人と申立人の母に対し保険設計書を使用して説明し、後日、転換後契約と転換前契約とでどこが違うのか分かる資料が欲しいと言われ文書を作成・郵送したものであり、保険設計書を使用せずに、当該文書だけを使った募集はしていない。」とのことであった。
- (2) 申立人は、営業職員が郵送した文書が保険設計書であり、この文書で本件保険契約を締結したと言うが、同文書の内容は抽象的であり、この記載だけで契約締結に至ったとは到底考えられない。営業担当者が保険設計書を交付し、これにもとづいて本件保険の内容を説明し、それを補足する資料として保険設計書記載の金額を転記して当該文書を作成・郵送したと考えるのが自然である。
- (3) 買増生存保険金の原資は、契約締結後の将来の配当金であり、その額は確定していない。保険設計書記載の買増生存保険金の金額は保険設計書作成時点の直近の年度の配当率にもとづき算出した参考金額であり、保険会社はその支払いを約束したものではなく、その点については、契約締結時に交付する、営業案内、保険設計書等において、「記載の配当数値は今後変動することがあり、将来の支払額をお約束するものではありませんので、ご注意ください」と記載している。

< 裁定の概要 >

裁定審査会では、申立書、答弁書等の書面により審理を行った結果、以下により本件申

立てを認めることが出来ないため、裁定書をもってその理由を明らかにし、裁定手続きを終了した。

(1) 保険契約は附合契約(注)であり、予め定められた約款に基づいて契約内容が決められているものであって、同一種類の契約では契約者毎に異なる内容の契約をすることはない。申立人の主張する金額(買増生存保険金)は、約款等によれば、社員配当金をもって生存保険を買い増し、一定の年限がきたらこれを生存保険金として給付するものであるから、景気変動等により原資となる配当金が契約当時の予想と異なれば、当然に変化するものである。従って、契約時の配当予想金額に基づく説明の金額に保険契約上の生存保険金の金額が拘束されるものではなく、保険契約上、設計書記載の予想金額を請求することは出来ない。

(注)「附合契約」とは、大量かつ定型的取引において、契約当事者の一方が予め定めた契約条項(約款)を、相手方が包括的に承認することによって成立する契約のこと。相手方は約款の各条項の内容を具体的に知らなくても約款に拘束されると解されている。

(2) 申立人の主張は、営業担当者の作成・郵送した文書をもって契約内容となるとの主張であるが、前記のとおり附合契約においてはかかる主張は認められないし、仮に当該文書をもって保険会社の営業担当者が保険内容を約束したものであるとしても、営業担当者に契約内容の決定や契約締結の権限がないことは法律上明らかであるから、当該文書をもって、保険契約上の権利として当該文書記載の金額を請求することは出来ない。